

標準労働時間の決定要因 に関する覚書

萩原 進

マルクスの賃金理論は、リカードの「労働の自然価格」論が有する理論上のいくつかの難点を克服することによって、古典学派の賃金理論を大きく前進させたのであるが、しかし、リカードの「労働の自然価格」論が有する最大の難点と思われる「労働の自然価格」それ自身の変動メカニズムの分析の欠陥は、マルクスによってもなお克服されなかった。リカードは「労働の自然価格」の内実について、「労働の自然価格は、食料および必需品で評価されるにしても、絶対的に固定不変なもの、と解されてはならない。それは、同一の国においても時代が違えば変わるし、また国が違えばきわめていじりしく相違するものである。それは、本質的には人民の習慣と風俗 (the habits and customs of the people) に依存してゐる」と述べている。

すなわちリカードは、一方では「労働の自然価格」の歴史的に変性を正しく指摘しておきながら、他方で、その可変性の根拠を「人民の習慣と風俗」の相違あるいは変化に求めるにとどま

り、「人民の習慣と風俗」すなわち労働者の慣習的生活水準（ないしは生活構造）それ自体がいかなる経済的メカニズムをつうじて変化していくかを明らかにしなかった。この点が明らかにされていないことは、リカードの「労働の自然価格」論が有する最大の難点であるといつてよい。ところでマルクスの賃金理論においても、リカードの「労働の自然価格」論と同様に、賃金水準形成の基軸となる「労働力の価値」の内容について「労働力の価値規定は、他の諸商品の場合とは違って、ある歴史的なまたは道徳的な要素を含んでいる」と指摘されておりながらも、「歴史的なまたは道徳的な要素」を含んだ「必要生活資料の平均範囲」それ自体の変化の経済的メカニズムは明らかにされてはいない。従つて、少なくともこの点に関しては、マルクスの賃金理論はリカード賃金理論の理論的水準を一步も出していないと言わざるを得ないのである。

マルクスの賃金理論が、賃金理論の核的部分ともいえる点において、このような難点を有しているために、マルクス賃金理論の賃金学説史上での位置づけに関していくつかの異なった解釈を生む結果になった。例えば、マルクスの賃金理論を、古典学派の生存費説と同種のものに見做す通説的解釈以外に、マルクスの失業累増論と結合させて賃金水準の絶対的低下論と解釈する見解や、あるいは、勢力説の一種と見做す解釈などが提起されてきている。マルクスの賃金理論を勢力決定説 (Force theory) (又は団体交渉力決定説 (Bargaining theory)) の一種と見做す解釈は、マルクスが、労働力の再生産に必要な「必

要生活資料の平均範囲」に「歴史的なまたは道徳的な要素」を含め、資本主義社会においても生活水準が歴史的に向上しうることを認めておりながら、他方で、生活水準の歴史的規定を経済学的に明らかにしないままに労働者の賃金引上げ闘争の有効性を主張していることを根拠にして、提起されてきているモリス・ドップの『賃金論』におけるマルクス解釈も、若干の限定が付けられているとはいえ、大筋においては以上に述べたようなコンテキストにおいてマルクス賃金理論を勢力説の一種と見做す見地に立っている。ドップのマルクス解釈は、第一に、『資本論』には何ら言及せずにもっぱら『賃金・価格・利潤』に依拠してマルクス賃金論の性格づけを行なっている点で一面的であり、第二に、『賃金・価格・利潤』で展開されているマルクスの賃金闘争論を自己流に曲解している点で誤謬を含んでいる。しかし、これらの点については、本稿のテーマといちおう無関係なので、これ以上ここで触れる必要はないと思われる。ドップのマルクス賃金論解釈についてここで問題にする必要があるのは、労働力の再生産費すなわち労働者の慣習的生活水準の歴史的規定を、経済学に基づいて明らかにする方向をとらずに、勢力説に飛躍してしまう方法論的・理論的誤謬についてである。なるほどマルクスは、生活水準の歴史的規定を、『資本論』においても経済学的には与えていない。しかし、生活水準の歴史的規定を経済学的に明らかにする場合に必要な諸理論が『資本論』において存在しないわけではない。一例をあげると、資本蓄積論、なかんずく『資本論』第一巻第七篇第二

三章に展開されている資本主義社会に特有な人口法則は、生活水準の歴史的規定を明らかにするカギとなるものといってよい。労働力の価値規定は資本蓄積論によって与えられるのである。賃金理論について以上のべた事柄は、本稿のテーマである労働時間の決定要因についても同様に妥当する。労働時間の決定メカニズムの検討を課題とする本稿が、賃金論の問題にあえて言及したのは、問題の性格が類似しているためであり、『資本論』の労働時間論における勢力説的偏向を是正するには賃金論の場合と同様に資本蓄積論の視点が必要であろうと思われるからにはかならない。

(1) Works and Correspondences of David Ricardo, ed. by P. Sraffa, Vol. 1, pp. 96—97. (訳文は岩波文庫の小泉信三訳から引用)

(2) 賃金論、労働時間論に関して蓄積論的・労働市場論的アプローチの必要性を提起したのは宇野弘藏教授である。岩波全書『経済原論』七〇ページを参照。

二

マルクスの労働時間論は、『資本論』第一巻第八章に展開されていることは周知のとおりであるが、この章は七つの節から構成されていることから明らかなように、『資本論』においては極めて長大な章をなしている。しかし、労働時間の理論的な規定は、第一節「労働日の限界」と第五節「標準労働日のための闘争、一四世紀中葉より一七世紀末に至る労働日の延長の

ための強制法」の前半でなされているだけであり、他の部分は理論的規定を補足する実証的叙述にすぎない。ところで第一節「労働日の限界」で展開されている労働時間の理論的規定を整理してみると、以下にのべるような論理構成をとっている。

(1)、第八章「労働日」は、絶対的剰余価値論の系論として展開されているために、労働時間の長さを規定する社会的要因の分析に焦点が置かれている。従って、必要労働時間を所与とし、剰余労働時間の長さを規定する要因を明らかにすることが中心の問題をなしている。必要労働時間は一定という前提に立つて、労働時間の長さの規定要因を明らかにする方法をとっている。労働時間の限界はもっぱら剰余労働時間の長さによって規定されることになる。

(2)、剰余労働は、「社会の一部が生産手段を独占しているところでは」どこにでも存在すると言え、資本主義社会における剰余労働は特殊な性格を有している。それは、封建社会のように「生産物の交換価値ではなく、使用価値が主たる地位にあるばあいには、剰余労働は、あるいは狭くあるいは広く、欲望範囲によって制限されていて、剰余労働にたいする無制限の欲望は、生産そのものの性格からは生じない。」⁽³⁾しかるに、資本主義社会にあつては、生産そのものが剰余価値の量的増進を目的にしているので、資本は剰余労働にたいする無制限の渴望をもち、それは労働時間の無制限の延長への衝動として現われる。

(3)、とはいえ、労働時間には自然必然的な上限と下限の枠が

あり、労働時間の限界《Grenze》は、この上限・下限の限度《Schranke》の枠内どこかで決定される。下限——すなわち最低限度《Minimalschranke》——は、剰余労働時間がゼロに等しい場合の労働時間であるが、しかし「資本主義的生産様式の基礎の上では……労働日は、決してこの最低限までは短縮されることはない。」⁽⁴⁾従って、より重要となるのは上限の規定である。労働時間の最大限度《Maximalschranke》についてはマルクスは次のように述べている。「労働日は、ある限界以上には延長されえないものである。この最大限度は、二重に規定されている。第一には、労働力の肉体的限界によって。人間は、二四時間という一つの自然日のあいだには、一定量の生命力しか支出することができない。……一日のある部分のあいだ、力は休息し、睡眠せねばならず、他のある部分のあいだ、人間は、食い、身を清め、着るといふような、他の肉体的欲望を充たさねばならない。この純粹に肉体的限界のほかに、労働日の延長は、精神的な諸限界にぶつかる。労働者は、精神的および社会的諸欲望を充たすための時間を必要とし、そしてこれらの欲望の範囲と数とは、一般的な文化状態によって規定されている。したがって、労働日の変化は、肉体的および社会的限界の内部を動く。しかし、二つの限界は、非常に弾力性のあるものである。きわめて大きな変動の余地をゆるす。」⁽⁵⁾(このマルクスの規定を、ここでは労働時間のシュランケ規定と名づけておく。)このシュランケ規定に続いて、労働時間のグレンツェ規定が展開される。

(4)、労働力の売買は、賃金と労働時間に関する労資の売買契約をもってなされる。賃金は、労働力の価値に則って、いいかえれば「商品交換の法則」を拠りどころにして決定される。しかし労働時間（すなわち資本家による労働力の使用時間）の契約に関しては、拠りどころとなる「法則」は存在しない。従って、労働時間の契約は、労働力の長時間使用を権利と考える資本家の主張と、労働力の円滑な再生産を保障する合理的な標準労働時間を要求することを権利と考える労働者の主張との、この相互に対立する主張の交叉においてなされる以外には、決める手はないのである。そこでマルクスは次のようにグレンツェ規定を与える。「要するに、全く弾力性のある諸制限を別とすれば、商品交換そのものの性質からは、労働日のいかなる限界もしたがって剰余労働のいかなる限界も、生じないのである。資本家は、労働日をできるかぎり延長し……ようにするばあいには、彼の買い手としての権利を主張する。他面では……労働者は、彼が労働日を一定の標準的な大いさに制限しようとするばあいには、売り手としての彼の権利を主張する。したがって、ここには一つの二律背反が、ともに等しく商品交換の法則によって確認された権利と権利との対立が生じる。同等な権利と権利とのあいだでは、力《Gewalt》がことを決する。かくて、資本主義的生産の歴史においては、労働日の標準化は、労働日の諸制限をめぐる闘争として現われる——全資本家、すなわち資本家階級と全労働者すなわち労働者階級とのあいだの一闘争として」と。

マルクスの労働時間論の骨子は、以上(1)～(4)に整理したような論理構成をとっている。『資本論』第一巻第八章第一節の論理を、ここであらためて長々と再説したのは、この論理構成がもっている重大な難点を指摘しておく必要があると思われるからにはかならない。

(c) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, SS. 243—244. 邦訳三〇三～三〇四ページ。(原書は一九六一年のディーツ版第一巻を、邦訳は向坂逸郎訳の四冊本中の第一分冊を使用。)

(4) *ibid.*, S. 240. 邦訳、二九九ページ。

(5) *ibid.*, S. 240. 邦訳、三〇〇ページ。

(6) *ibid.*, S. 243. 邦訳、三〇三ページ。

三

『資本論』第一巻第八章第一節における労働時間のグレンツェ規定には、以下にのべるような基本的欠陥があるように思われる。

第一に、マルクスは、労働力の売買契約に関して、賃金契約は「労働力の価値」とおりの交換、いいかえれば等価交換という「商品交換の法則」が準拠基準になりうるとし、それに対して労働時間契約にはそのような基準は存在せず、「商品交換の法則によって確認される権利と権利の対立が生じ……力がことを決する」としている点である。商品交換という行為の拠りどころとなる原則は等価交換の原則であるということは確かにそ

のとおりであるが、しかしこの等価交換原則を直接的に実現できないところに商品経済の特徴があるといえる。等価交換の原則は、商品の需給不均衡を均衡化せしめる市場メカニズムをつうじて傾向的に実現されていくものであることは、あらためて指摘するまでもないことであろう。このことは労働力という特殊な商品の「交換」についても妥当する。労働者が、自己の労働力を「労働力の価値」にもとづいて売るとは直接的にはできないし、同様に資本家も、労働力を価値にもとづいて買うことは直接的にはできないのである。労働力の日価値の貨幣表現である日給がいくばくであるかといった事は、元来計算によって明らかにすることではない。従って労働力の価値の素材的内容をなす慣習的生活水準の変動過程を明らかにしようとする場合は勿論のこと、労働時間の変動要因を明らかにする場合にも、「商品交換の法則」を論理的媒介項にしてはならないといえよう。マルクスの価値論においては、価値実体論が価値形態論に先行して展開されており、それゆえ等価交換を前提にして価値形態論が展開されている事は周知のとおりであるが、こうした価値論の展開方法に伴なう難点が、この『資本論』第一巻第八章の労働時間論にそのまま再現されているように思われる。第二に、マルクスは賃金契約と労働時間契約とは全く異質なものであるかのように扱っているが、この点も問題である。賃金は「商品交換の法則」に則って労働力の価値どおりに取引されるが、労働時間の限界は「商品交換そのものの性質からは……生じない」とされている。この指摘は次の二つの点からい

って検討を要する。第①には、マルクスは一方では労働時間の限界は「商品交換の性質からは……生じない」と言いながら、他方で労働時間の決定に関する労資双方の権利の主張については「ともに等しく商品交換の法則によって確認された権利と権利との対立」であると述べているが、前者の主張と後者の主張は明らかに相矛盾している。労働時間の契約に関する資本家の権利については、マルクスは、「資本家はできるかぎり労働日を延長し、そしてできれば、一労働日を二労働日にしようとするばあいには、彼の買い手としての権利を主張する」と述べているが、労働力という特殊な商品の「商品交換の法則」には労働力の再生産を保障する労働時間での「交換」という規定が内包されているのであるから、こうした資本家の権利主張を「商品交換の法則によって確認された権利」とするのは妥当ではない。さらに、労働者が労働力の再生産を保障する標準労働時間を要求するということは、「商品交換の法則によって確認された権利」であるとするのも同様にミス・リーディングである。「労働力の価値は、労働者の再生産、または労働者階級の繁殖に必要なとされる諸商品の価値を包含する。したがって、資本がその自己増殖への無制限な衝動によって、必然的に追求する労働日の反自然的な延長が、個々の労働者の生存期間、およびそれとともに、彼らの労働力の持続期間を短縮するならば、消耗した労働力のより急速な補填が必要となり、したがって、労働力の再生産により多額の消耗補充費を要することとなる」とマルクスは述べており、この指摘はこの限りにおいては正しい。しか

し、長時間労働は「消耗補充費」の増加を媒介にして労働力の価値を上昇させるので、長時間労働にともなう「消耗補充費」の増加分を含まない賃金は「商品交換の法則」に反する、従って既存の労働力の価値＝賃金にみ合った適正な標準労働時間を労働者が要求するのは「商品交換の法則」によって確認された権利である、ということにはならない。労働時間の契約における労働者の主張が、このような「商品交換の法則」を根拠にしている事実は現実には想定できない。「消耗補充費」の増加を予想して労働時間の標準化を権利として要求すること自体不可能なことである。いずれにしても「商品交換の法則」によって確認された権利と権利の対立となるものは、事態適合的な抽象とはいえないであろう。第②に、賃金と労働時間の決定は、労働契約においては同時に統一的になされるものと考えられるべきであって、賃金は「商品交換の法則」にもとづき、労働時間は「商品交換の法則」によって確認された権利と権利の対立」にもとづき、各々別個に契約されると考えるべきではない。賃金と労働時間は、双方ともに各々労働者の要求の対立する中で、しかも双方とも「商品交換の法則」とはさしあたりは全く無関係に、且つ双方が一体となつて一つの「労働条件」として取引されているのである。

第三に、マルクスは、労働時間のシュランケ規定とグレンツェ規定を峻別し、そのうえでグレンツェ規定を主として考察しているのであるが、シュランケ規定とグレンツェ規定はもとものと峻別されるべきものではない。労働時間論の中心テーマはシ

ュランケ規定にあり、マルクスのいわゆるグレンツェ規定はシュランケ規定に解消される必要があるといえよう。シュランケ規定が十分になされるならば、経済学原理論における労働時間論はそれでひとまずは完成するのである。ところでマルクスは、労働時間のシュランケについて、肉体的シュランケと精神的(又は社会的)シュランケの二重のシュランケの存在を指摘し、後者については単に「労働者は、精神のおよび社会的諸欲望を充たすための時間を必要とし、そしてこれらの欲望と範囲と数とは、一般的な文化状態によって規定されている」と指摘しているにとどまっている。この指摘は、賃金論における労働力の価値規定における欠陥とよく似ている。すなわち、労働力の価値は「一つの歴史的なそして道徳的な要素」を含んでいると述べられていながら、それは「それ自身歴史的な産物であって、したがって、大部分は、一国の文化段階に依存している」と述べられているにすぎず、それ以上の分析がなされていない点で、両者は同質の難点を有しているのである。

以上三点にわたる批判的検討をふまえて、若干の結論をのべておこう。

(7) *Ibid.*, S. 277, 邦訳、三四四ページ。

(8) ここでは賃金と労働時間との相互関係については触れない。

四

労働時間論のポイントといえるシュランケ規定は、労働力の

価値の内実規定と同様に、資本蓄積論において明らかにされるべきであろう。労働時間は、労資の勢力関係によって規定されるのではなく、基本的には資本蓄積にともなう労働力の需給関係の変動を媒介にして「歴史的に」変動していくのである。労働時間以外の生活時間において充足せねばならない「肉体的欲望」や「精神のおよび社会的諸欲望」、言い換えればそれらの諸欲望を充足するために必要な生活時間の変化は、生活構造の変化ならびに生産過程における労働態様の変化と密接に関連しあっている⁽⁹⁾。しかしながら、消費生活時間の変化と、生活構造ならびに生産過程における労働態様の変化とを媒介するものは、労働市場の需給関係の動態以外にはありえないのであって、その意味で消費生活時間の長さを（逆に）いかなれば労働時間の長さを（決定するメカニズムは資本蓄積にともなう労働市場の変動にあるといえる。

マルクスは、労働時間の長さは労資の勢力関係によって決定されるとし、「かくて、資本主義的生産の歴史においては、労働日の標準化は、労働日の諸制限をめぐる闘争として現われ

る」と主張しているが、この規定は、労働時間の真の規定要因である資本蓄積のメカニズムを無視しているかぎり、端的に言って誤りと言ってよいであろう。そのことは、「標準労働日の確定は、資本家と労働者とのあいだの、数百年の闘争の結果である」と強調されているにもかかわらず、『資本論』第一巻第八章の第五節と第七節に展開されている標準労働日の歴史的叙述には、労資の闘争の叙述がほとんどみられないことによって示されている。

(9) 労働時間の歴史的規定要因として、「労働過程の態様」と「生活構造」を重視する見解は、氏原正治郎氏、山本潔氏、小池和男氏らによって提起されている。氏原正治郎『日本労働問題研究』の第四章、山本潔「労働時間」(『文献研究・日本の労働問題』所収)、小池和男『賃金』の第三章第四節等を参照。

(10) *Ibid.*, S. 282, 邦訳、三五〇ページ。

(一橋大学大学院博士課程)